

## 2. 公募する事業の対象

本補助金の対象は、(1)に適合する(2)の事業とします。

### (1) 対象事業の基本的要件

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ウ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。（固定価格買取制度による売電は行わないものであることを含む。）
- エ 別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### (2) 対象事業の要件等

- ア 対象事業とする事業は以下の事業であること。

#### プラスチックリサイクル高度化設備緊急導入事業

ペットボトル・容器包装プラスチック等の廃プラスチックの高度なりサイクル・リユースに資する破碎、洗浄、脱水、異物除去、選別及び原料化設備並びにその他設備を導入する事業(※1)であって、製造された再生素材の国内資源循環が安定的に見込めるもの(※2)であること。

※1 上記に該当する設備であっても、実用化に至っていないと判断される技術については対象外とする。

※2 再生素材利用事業者（以下、「利用事業者」という。）が、国内にて利用する事業者であること。利用事業者とは、補助事業設備によって製造した再生素材を最初に利用する事業者を指す。利用とは、成形やコンパウンド製造等、ペレット等の再生素材を原料として加工を行うことを意味する。

- イ 応募時に、省 CO2 型リサイクル等高度化設備の設置場所（事業所等所在地）が確定していること。
- ウ 省 CO2 型リサイクル等高度化設備導入に関する計画が具体的に作成されていること。また、省 CO2 型リサイクル等高度化設備導入による二酸化炭素削減効果と製造された再生素材を利用する事業者を把握し、それらの実施状況について、この規程第16条に基づく事業報告書を指定する期日までに提出するものであること。
- エ 省 CO2 型リサイクル等高度化設備の導入に対し、他の法令及び予算に基づく補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に基づく補助金等をいう。補助金、交付金、その他相当の反対給付を受けないで行う給付金等が含まれる。）の交付を受けていないこと。